

特別警報発令・台風襲来時の休講について

台風襲来時における授業の扱いについてですが、下記の場合において安全面を考慮し休講とさせていただきます。ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

臨時休講とする場合は、以下の判定時刻において、所管の气象台より『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』が発令された場合に限り（『大雨警報』は対象ではありません）。なお、発令はあくまで「警報」です。「注意報」の場合は授業を行いますのでご注意ください。

■判定時刻は授業開始の**2時間前**です。

※例えば、18:30時に授業が開始される場合には、16:30の時点で『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』が発令されていれば授業は行いません。

■授業中止判定時刻以降、授業開始までに『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』が発令された場合も授業は行いません。

※この時、登校者がいた場合には、安全を確認したうえで帰宅していただきます。

■授業中に『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』が発令された場合には直ちに授業を中止し、安全を確認したうえで全員帰宅していただきます。

上記以外の場合は、原則として授業を行います。

なお、上記警報発令による授業の休講案内などは、WAO ダイレクトラインにて、保護者の皆さまの携帯へメールにて配信させていただきます。

その他、ご不明な点・ご質問などありましたら、個別指導アクシス各校までお問い合わせください。